

令和7年 第8回 海津市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和7年8月5日(火) 午後2時00分～午後2時37分

2 開催場所 平田農村環境改善センター(SSドローンプラザ) 1階会議室

3 出席委員(27名)

1番 伊藤憲生	2番 神田春夫	3番 伊藤白行	4番 飯田直満
5番 古川 守	6番 林 哲也	7番 中村 伸	8番 加賀重彦
9番 牧野友彦	10番 加藤 忍	11番 寺倉照秋	12番 伊藤幸弘
13番 高木 栄	14番 野津憲雄	15番 伊藤 豊	16番 後藤昌宏
17番 川瀬明久	18番 諏訪博保	20番 岡田郁夫	21番 菱田一義
24番 堀田勝彦	25番 服部清和	26番 荒川逸夫	28番 伊藤勝代
30番 赤尾浩幸	34番 松田脩一	35番 寺倉百合子	

4 欠席した委員(7名)

19番 伊藤正覚	22番 伊藤宗人	23番 瀬古安志	27番 大橋 功
31番 大橋政良	32番 加藤和幸	33番 伊藤幹男	

5 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名
- (2) 報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理報告について
- (3) 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
- (4) 議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (6) 議案第33号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見について
- (7) 議案第34号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
- (8) 議案第35号 海津市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

6 出席した事務局職員

事務局長 後藤、総括課長補佐兼農地係長 古川、会計年度任用職員 白木

7 その他会議に出席した関係者

農林振興課 伊藤課長補佐、林主事

8 総会議長

神 田 春 夫

9 議事録署名委員

20番 岡田郁夫 21番 菱田一義

10 会議の概要 開会（午後2時）

◎議 長

それでは、本日の出欠状況について、報告します。19番 伊藤委員、22番 伊藤委員、23番 瀬古委員、27番 大橋委員、31番 大橋委員、32番 加藤委員、33番 伊藤委員より欠席の報告を受けております。

本日の出席委員は34名中27名。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定にする定足数、過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは只今より、令和7年 第8回海津市農業委員会総会を議事日程に基づき進めて参りますので、よろしくお願ひ致します。

◎議 長

日程第1 会議録署名委員の指名について、議長より指名してよろしいか。

【「異議なし」の声あり】

◎議 長

異議なしと認めます。よって、20番 岡田郁夫委員、21番 菱田一義委員を指名しますので、よろしくお願ひします。

続きまして、日程第2 報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理報告について、事務局に説明を求めます。

◎事務局 （古川総括課長補佐兼農地係長）

報告第3号の前に、農林振興課より資料の修正連絡がありましたので、報告させていただきます。別添1の海津市農用地利用集積等促進計画（案）のA3後ろから3枚目の裏面です。下の方に合計面積、出し手、受け手とありますが、出し手75人とあるのを249人、受け手9人とあるのを18人と修正をお願いしたいとのことです。

1ページをご覧ください。

報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理報告について農地法第3条の3第1項の規定による届出を、別紙のとおり受理したので報告する。

令和7年8月5日提出 海津市農業委員長 神田春夫

2ページのとおり、14件の届出があり関係者に受理書を送付したことを報告するものです。

◎議 長

相続等の届け出です。以上で報告を終わります。

続きまして、日程第3 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

3ページをご覧ください。

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和7年8月5日提出 海津市農業委員長 神田春夫

所有権移転案件 4件です。

受付番号96番 海津町鹿野字東繩●●●●番、田、1,701㎡。

譲渡人、競売。譲受人、養老郡養老町、株式会社 ●●●●。申請事由：農業経営拡大

この案件は、5月7日開催の農業委員会総会にて、農地法3条第1項目的の買受適格証明の交付要件を満たすものとして、また、証明書の交付時と事情が異なっていると認められる場合を除き許可することが決定されております。入札により買受申出人となったことから、申請されたものです。

受付番号97番 海津町福江字本郷●●●●番、畑、736㎡

譲渡人、海津町、●●●●。譲受人、愛知県小牧市、●●●●。

申請事由：新規就農

受付番号98番 南濃町戸田字苗代●●●●番 外1筆、田、2,451㎡。

譲渡人、南濃町、●●●● 破産管財人 弁護士 ●●●●。

譲受人、安八郡輪之内町、●●●●。

申請事由：農業経営拡大

受付番号99番 南濃町山崎字南条畑●●●●番、畑、51㎡

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。申請事由：贈与
別記3の審査書に基づき許可要件を満たすものと考えます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

受付番号96番の案件について、8番 加賀委員お願いします。

◎8番 加賀委員

受付番号96番の案件について、譲受人は、担い手として農業経営を拡大するため競売にて権利を取得されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号97番の案件について、18番 諏訪委員お願いします。

◎18番 諏訪委員

受付番号97番の案件については、申請の目的は、新規就農です。

譲渡人は、労力不足で営農縮小を図り、譲受人は、隣接地にて住居を建築し転居予定であり、家庭菜園を行うため取得されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号98番の案件について、13番 高木委員お願いします。

◎13番 高木委員

受付番号98番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。

破産管財人による財産処分で、譲受人は、経営面積を拡大するため売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号99番の案件について、5番 古川委員お願いします。

◎5番 古川委員

受付番号99番の案件について、申請の目的は、贈与です。

譲渡人は、労力不足で営農縮小を図り、譲受人は、所有地の隣接地のため贈与を受けられるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

はい、担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可と決定します。

続きまして、日程第4 議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

4ページをご覧ください。

議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和7年8月5日提出 海津市農業委員長 神田春夫

受付番号100番 海津町草場字村前●●●●番、畑、現況 宅地、616㎡。

申請人：瑞穂市、●●●●。転用目的：一般個人住宅（住宅・農機具倉庫・進入路）。

この案件の農地区分は、概ね10ha未満の規模の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。既に住宅と一体利用されている追認案件となり、被害防除では、整地のみで、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号101番 南濃町境字狐平●●●●番、畑、現況 宅地、204㎡。

申請人：岐阜市、●●●●。転用目的：一般個人住宅（倉庫・庭）。

この案件の農地区分は、中山間地域等に存在する生産性の低い農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。既に住宅と一体利用されている追認案件となり、被害防除では、整地のみで、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

では、受付番号100番について、9番 牧野委員願います。

◎9番 牧野委員

受付番号100番の案件については、申請の目的は、住宅・農機具倉庫・進入路です。

申請者は、本年2月に相続により取得されましたが、祖父により昭和57年ごろから居宅・納屋などとして、隣接の住宅と一体利用されており、その是正をされるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号101番の案件について、1番 伊藤委員願います。

◎1番 伊藤委員

受付番号101番の案件については、申請の目的は、倉庫・庭です。

申請者は、平成25年に相続により取得されましたが、父により昭和44年ごろから隣接する住宅と一体利用されており、その是正をされるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第5 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、と関連がありますので、日程第6 議案第33号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見について、を併せて議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

5ページをご覧ください。

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和7年8月5日提出 海津市農業委員会 会長 神田春夫

所有権移転案件5件、使用貸借案件1件です。

受付番号102番 平田町三郷字宮前●●●●番、田、現況雑種地、331㎡。

譲渡人：名古屋市中村区、●●●●。譲受人：平田町、●●●●。

転用目的：土産販売業 作業所。

この案件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地である第1種農地で、許可区分では集落接続に該当するものであると判断します。

被害防除では、周囲に農地はなく、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

なお、この案件は議案第33号と関連しますので、併せて説明させていただきます。7ページをご覧ください。

議案第33号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見について
農地転用許可後の事業計画変更の承認申請があったので意見を求める。

令和7年8月5日提出 海津市農業委員長 神田春夫

受付番号108番、土地の表示などは、先ほどの説明のとおりです。

譲渡人は、昭和50年5月31日に、一般個人住宅として転用許可を得ておりますが、諸般の事情により断念され、承継人が作業所を建設されるものです。

戻りまして、5ページをご覧ください。

受付番号103番 南濃町奥条字中河原●●●●番、畑、188㎡。

譲渡人：養老郡養老町、●●●● 外1名。譲受人：広島県広島市、株式会社 ●●●●。

転用目的：進入路

この案件の農地区分は、概ね300m以内に城山支所がある第3種農地であると判断します。被害防除では、整地のみで、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号104番 南濃町山崎字南条畑●●●●番 外1筆、畑、534㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●。譲受人：愛知県北名古屋市、●●●●。

転用目的：休憩所・車庫

この案件の農地区分は、概ね300m以内に美濃山崎駅がある第3種農地であると判断します。被害防除では、整地のみで外周にはパイプフェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号105番 南濃町山崎字北畑●●●●番、畑、555㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●。譲受人：南濃町、●●●●。

転用目的：一般個人住宅

この案件の農地区分は、概ね500m以内に美濃山崎駅がある第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。

被害防除では、境界にブロック壁を施工され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号106番 南濃町安江字河原南●●●●番、畑、1,020㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●。譲受人：広島県広島市、株式会社 ●●●●。

転用目的：太陽光発電施設

この案件の農地区分は、中山間地域等に存在する生産性の低い農地である2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。

被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号107番 使用貸借案件です。海津町神桐字大道上●●●●番、畑、現況宅地、528㎡。

使用貸人：海津町、●●●●。使用借人：同所、●●●●。

転用目的：一般個人住宅。

この案件の農地区分は、住宅のように供する施設等が連たんする第3種農地であると判断します。被害防除では、周囲に農地はなく、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。では、受付番号102番及び事業計画変更の108番について、17番 川瀬委員お願いします。

◎17番 川瀬委員

受付番号102番及び108番の案件については、申請の目的は、土産販売業の作業所です。

譲渡人は、昭和50年に夫とともに住宅建築目的で転用許可を受けておりましたが、諸般の事情により断念され、譲受人は、お千代保さんで、熊手などの土産販売業を営み、作業場を選定する中、協議が整ったことから、売買により取得され申請されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号103番について、35番 寺倉委員お願いします。

◎35番 寺倉委員

受付番号103番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設への進入路です。

譲渡人は、土地の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業地への進入路として取得されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号104番及び105番について、5番 古川委員お願いします。

◎5番 古川委員

受付番号104番の案件については、申請の目的は、休憩所・車庫です。

譲受人は、趣味の車のメンテナンスに、作業場やカーポートの適地を検討される中、協議が整

ったことから、申請されるものです。

次に、受付番号105番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

譲受人は、現在両親及び兄家族と同居しており、今後家族が増えるにあたり実家近くに分家住宅を計画され申請されるものです。

両案件とも問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号106番について、33番 伊藤委員が欠席されておりますので、事務局をお願いします。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

受付番号106番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲渡人は、今後の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、申請されるもので、周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるもので問題ないと判断させて頂きました。

◎議 長

続きまして、受付番号107番について、4番 飯田委員をお願いします。

◎4番 飯田委員

受付番号107番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

使用借人は、申請地の西側に両親等と同居していますが、子の成長に伴い手狭になったことから、父から土地を借り受け、住宅を建てられるもので、周囲に農地もなく、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手願います。

【挙手する者なし】

◎議 長

よろしいですか。それでは、質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、及び、議案第33号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 26名】

◎議 長

はい、挙手多数ですので、議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、及び、議案第33号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

◎議 長

続きまして、日程第7 議案第34号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、を議題と致します。 農林振興課より担当者が来ておりますので、入室を認めます。

【農林振興課入室】

それでは、事務局、担当課に説明を求めます。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

8ページをご覧ください。

議案第34号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

農業振興地域整備に関する施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定により、下記のとおり計画変更の申し出があったので意見を求める。

令和7年8月5日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

1件、1筆、384㎡を農用地区域から除外する計画変更となります。詳細につきましては、担当課が説明いたします。

◎農林振興課 伊藤課長補佐

議案説明の前に、農業振興地域整備計画について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画は、優良な農地を保全するとともに、各種施策を計画的に実施するため市町村が定める総合的な農業振興の計画であり、計画の中で定めている農用地利用計画は、今後10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地及び農用地区域内の農業上の用途を指定している計画です。

また、この計画の変更をする場合には、議案のとおり農業振興地域の整備に関する法律施行規則により農業委員会、また同法施行令第3条の規定に基づき農業協同組合、関係土地改良区の意見を聴くものとするとの規定により、意見を伺うものであります。

農業振興地域整備計画の変更は、原則年1回とされており、本年4月1日から6月30日の除外等の申し出期間に受け付けました案件の計画変更となります。

なお、資料として位置図を添付しておりますので参照願います。

申し出番号1番 土地の所在は、平田町勝賀字村前●●●●番、畑、384㎡、除外目的は農

家分家住宅となります。転用事業者は現在、海津市外にてアパート住まいをしておりますが、子供の成長によって将来的にもアパート暮らしを続けることは難しく、実家である平田町に戻ってくることを計画しており、今回の計画に至ったものです。場所の選定に当たって、本地は宅地の隣接地でもあり、必要最小限での面積で、住宅および車庫等を建設する予定であります。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。質疑がございましたら承ります。

【挙手する者なし】

◎議 長

ご質問もないようですので質疑を終結します。お諮り致します。議案第34号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、原案を適当と認める旨、市へ回答することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第34号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見については、原案を適当と認める旨、市へ回答します。

続きまして、日程第8 議案第35号 海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、を議題と致します。それでは、事務局に説明を求めます。

◎事務局（古川総括課長補佐兼農地係長）

9ページ及び別添1をご覧ください。

議案第35号 海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、別添1「海津市農用地利用集積等促進計画（案）」について意見を求める。

令和7年8月5日提出 海津市農業委員長 神田春夫

市長部局農林振興課より、海津市農用地利用集積等促進計画（案）を作成するにあたり、農業委員会の意見を聞かれるものです。

別添1のとおり、721筆、1,723,112㎡の新規・更新と、41筆、36,700㎡の転貸先の移転等、となります。以上です。

◎議 長

細かい数字とか書いてございますけど。これも更新されているのが大半ですか。どうですか。

◎農林振興課 林主事

そうです。更新されている方が多いです。

◎議 長

地域的にいろいろ地権者の方との契約でございますので、多少単価も違うかも知りませんが、更新されるということで申請が出ているわけでございます。そんなことですが、一応説明が終わりました。質疑がございましたら承ります。

【質疑なし】

◎議 長

ご質問もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第35号 海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については、原案を適当と認める旨、市へ回答することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第35号 海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については、原案を適当と認める旨、市へ回答します。

本日本日の議題は全て終了いたしました。これで閉会といたします。

総会閉会（午後2時37分）

議事録署名者

20 番

21 番

議 長